

指定特定相談支援とは

- 障がい者の生活に関してのお困り事などの相談を受け付けます。
- 新規で福祉サービスを利用されたい方や、続けて福祉サービスを利用している方々の「サービス等利用計画書」を作成します。
- 相談には「相談支援専門員」が対応します。
- 秘密は厳守します。

ご利用対象者

- 活動エリア（盛岡市・滝沢市・矢巾町）にお住いの、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方が対象で、そのご家族や関係者の方もご利用できます。

ご利用方法

- 当事業所にご来所していただくか、電話またはFAXによるご相談に応じます。
※担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡ください。
- 訪問による相談も可能です。
- ご相談は原則無料です。
※活動エリア以外の地域への訪問については、交通費などの実費が必要となる場合があります。

ご利用時間

- 平日：午前9時～午後5時
※土日・祝日・お盆・年末年始は休みです。

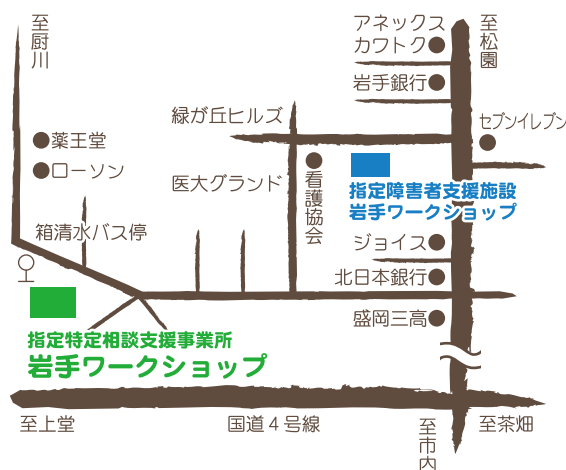
家の中にばかりいて…
何か出来る事ないかなあ…

働いてみたいけど、
どうしたらいいんだろう？

同じような障がいを持つ人は、
どうしているんだろう…？

障がい者サービスって？
利用方法は？？

福祉サービスの利用を
希望される方々のお手伝いをいたします
スタッフ：相談支援専門員
(社会福祉士・精神保健福祉士)



指定特定相談支援事業所

岩手ワークショップ

〒020-0116 盛岡市箱清水二丁目4-28

身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者

の皆さんへ

困ったり 悩んだり していませんか？

仕事
のこと

生活
のこと

暮らし
のこと

サービス等
利用計画書
の作成

福祉サービス
の組合せや
利用について

お気軽に ご相談ください！

秘密厳守 ご相談は無料です

まずは気軽にお電話ください

☎ 019-613-8744

FAX 019-613-8754

指定特定相談支援事業所 岩手ワークショップ

障害福祉サービスのご利用をお考えの皆さんへ

●サービス利用申請から開始までの流れ（新規利用の場合）

お気軽にご相談ください

岩手ワークショップ
電話案内受付窓口

019-613-8744 はなししよう
※秘密は厳守いたします。

悩みごと・困りごと

ご希望をお聞かせください。

ご本人と一緒に支援します。

1. 申請 市町村窓口へ

必要書類を準備します。

希望されるサービスの種類によっては障害支援区分の認定を受ける必要があります。

2. 作成依頼 契約 指定相談支援事業所と

今後の生活について貴方の希望を聞き、方向性や可能性を話し合います。

サービス等利用計画案を作成します。

3. 提出 市町村窓口へ

サービス等利用計画案や必要な書類を提出します。

6. 契約 サービス提供事業者と

サービス提供事業者と契約し利用を開始します。

5. 計画作成

サービス等利用計画書を作成します。

サービス担当者会議

事業者が集まりサービス利用計画作成に向けての調整会議が行われます。

4. 支給決定

支給決定書類が交付されます。

支給決定通知・受給者証